

江南市市勢要覧作成業務委託に係る公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

江南市市勢要覧作成業務委託について、公募型プロポーザル方式により候補者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和5年3月29日

江南市長 澤田 和延

1 業務の概要

(1) 江南市市勢要覧作成業務委託

(2) 業務目的

市制 70 周年の節目を記念し、江南市の取り組みや魅力などを市内外に分かりやすく紹介するための冊子を作成する。

(3) 委託期間 契約締結日から令和6年5月17日まで

(4) 業務の範囲

受託者は、本誌の制作に際して次の条件で業務を行う。

- ① 編集・デザイン
- ② 校正
- ③ 完成データの納品
- ④ 印刷・製本

2 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 江南市業者指名停止基準（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 「江南市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 過去5年間（平成30年4月1日から参加申込書を提出する前日まで）に、官公庁などが発注する本業務に類似した業務を受託した実績があること。

(6) 令和4・5年度江南市入札参加者資格名簿に登録があること。

3 審査方法等

「2 参加資格」を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等のプレゼンテーション審査を行い、その内容を江南市市勢要覧作成業務委託プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行います。

4 手続等

(1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

江南市 企画部 地方創生推進課 地域の魅力発信グループ

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話番号：0587-54-1111（内線 349）

FAX 番号：0587-54-0800

E-mail：koho@city.konan.lg.jp

(2) 実施要綱等の配布

実施要綱等の資料の配布については、次のとおりとします。

① 配布期間

令和5年3月29日（水）から令和5年4月10日（月）まで

② 配布場所 江南市ホームページからダウンロードしてください。

③ 配布する書類

実施要綱、仕様書等

(3) 実施要綱、仕様書等に関する質問・回答

① 提出方法

質問書（様式第1）に必要事項を簡潔明瞭に記入し、電子メールで提出してください（電子メール以外は受け付けません）。電子メールの件名は、「プロポーザル質問」とし、送信後に電話連絡を行うこと。

② 提出期限 令和5年4月3日（月）午後5時まで（必着）

③ 回答方法

令和5年4月6日（木）に江南市ホームページに質問内容と回答を掲示します。

(4) 企画提案書等の提出について

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出してください。

① 提出書類

- ・ 参加申込書（様式第2） 1部
- ・ 企画提案書（様式第3） 10部（正本1部、副本9部）
- ・ デザイン案 10部（正本1部、副本9部）
- ・ 参考見積書（様式第4）及び内訳書（任意様式） 1部

② 提出場所 上記「(1) 担当課」に同じ。

③ 提出期限 令和5年4月10日（月）午後5時まで（必着）

④ 提出方法 持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、書留郵便で提出すること。郵便事故等については参加者の自己責任とします。

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション審査

① 実施日時・場所 令和5年4月14日（金）

※一者25分程度とし、開始時間、場所等の詳細は連絡責任者に通知します。

② 実施内容

- ・ 企画提案書等についての説明（15分以内）
- ・ 質疑応答（10分程度）

(6) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に対し、審査結果を通知します。

通知時期 令和5年4月17日（月）予定

(7) 参加辞退の場合

参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第5）を担当課あてに提出してください。

(8) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要綱等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ ヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 参考見積書の金額が予算限度額を超過した場合

8 その他留意事項

詳細は、実施要綱、仕様書等によりますので、必ず確認してください。